

米山学友ホームカミング制度のご案内

学友ホームカミング制度は、活躍する学友(元米山奨学生)をロータリー地区に里帰りさせ、旧交を温め、その成長と活躍振りをアピールしてもらうための制度として2008年度に設立しました。初年度は海外在住の学友を対象としましたが、2009年度からは海外在住の他、日本在住学友も対象となります(下記参照)。

原則として世話クラブからガバナー事務所に申請し、地区での審査を経て毎年1地区1名を決定します。学友の来日にかかる費用として、米山奨学会から上限 25 万円が補助されます。地区が誇る学友を1人でも多く見だし、米山奨学事業の意義を広めると共に、学友との絆を深める制度としてご活用ください。

■ 応募条件	<p>(1) 顕著な活躍が認められ、<u>母国をはじめ日本や世界で活躍する学友</u></p> <p>(2) 学友を地区に里帰りさせることにより、多くのロータリアンに留学生支援の意義と成果を伝えることができること ※日本在住の場合、受入れ地区に現在も居住する学友は対象にならない</p> <p>(3) 学友の里帰りが個人的な交流に終わる事のないよう、世話クラブや地区米山奨学委員会、ガバナー事務所が連携して学友を受入れ、滞在計画を組むこと。 例:地区大会やセミナーでの卓話など。</p> <p>(4) 学友が当制度への参加と協力に関して積極的であること</p> <p>(5) 学友を招待する期間は、最長7日間とする。海外から招待した場合は、特にこれを厳守のこと。なお、7日以上滞りを希望する場合は、理由を添えて当会に相談すること。</p> <p>(6) 出身地区(奨学生受入れ地区)であることが望ましいが、理由によって出身地区以外の学友を招待できる</p> <p>※米山奨学会における「ホームカミング」とは: 「ホームカミング」とは、奨学生にとって世話クラブや受入れロータリー地区への里帰りをのみならず、出身地区以外の学友も対象にできる。</p>
■ 申請方法	<p>(1) 原則として世話クラブが、ガバナー事務所に相応しい学友を推薦する。</p> <p>(2) ガバナー事務所は、地区内クラブから推薦された学友について、審査し、年間1名を決定し、最終的に当会に補助費を申請する。</p> <p>(3) 出身地区以外の学友を招待する場合は、地区米山奨学委員会など既存の組織が申請し、その理由を添える。事前に出身地区へ確認・了解を取る。 【申請書3種】→ 米山奨学会ホームページに掲載 http://www.rotary-yoneyama.or.jp/</p>
■ 応募締切	<p>各地区(ガバナー事務所)にて“<u>応募締切日</u>”を設定していただきます。地区大会に合わせて学友を招待し、アピールされるのであれば、その実施日に合わせた締切日が設けられます。(詳しくは地区ガバナー事務所にお問い合わせください)</p> <p>なお、<u>米山奨学会事務局に対する最終締切は毎年5月末</u>とします。</p> <p>※ロータリー年度に合わせ、ビザ手配を含めた日程を予測するため、上記日程とする。 ただし、国内学友や査証免除国出身学友を推薦する場合はこれに限らない。</p>

<p>■ 地区内 選考</p>	<p>地区での選考は、ガバナーを中心に理事、地区米山奨学委員および関係役員など複数の委員によって審査され、各地区1名を決定する。 その上で、米山奨学会事務局に申請の手続きを行う。</p>
<p>■ 補助費</p>	<p>▶ 補助額：25万円(1地区、年間1名限定)とし、その用途を以下「補助費の用途」のとおりとする。領収書の添付を必要とする。 補助の対象は学友本人のみとし、家族の滞在費等は補助対象とならない。 残金が出た場合は当会へ返金し、不足分は地区、世話クラブ、あるいは招待する側の役員・委員が責任を持って負担するなど、学友に支払い義務が生じないよう配慮する。</p> <p>▶ 送金日：基本的に受入開始の1ヵ月前までに送金</p> <p>▶ 送金先：申請地区ガバナー事務所専用口座</p> <p>▶ 補助費の用途：(領収書の添付を必要とする)</p> <p>(1)交通費・航空券代 学友の居住地から招待地区が指定するホテル・卓話実施会場までの往復交通費および往復航空券(エコノミークラス)。 ※ロータリー関係以外のイベントに伴う費用は補助費の対象としない。</p> <p>(2)宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本での宿舎：上限7日間まで実費を支給する。7日以上は、補助対象外とする。 ・来日の場合の宿舎：上記日本での宿舎費の他、出国・帰国に際して必要とされる母国での宿泊費 <p>(3)来日する場合の母国でのビザ申請費用、それに関わる諸経費</p> <p>(4)日本での食費：最長7日間を対象とし、それ以上については対象外とする</p> <p>(5)その他ホームカミング実施上、適切とみなされる費用 ※制度の性質上、被推薦者に対する謝礼は適用されません。</p>
<p>■ 会計報告</p>	<p>「ホームカミング制度補助費収支決算報告書」(所定用紙)をホームカミング制度に関わる会計担当者によりまとめ、招聘後1ヵ月以内にガバナー・理事・米山奨学委員長の承認を経て当会に提出してください。</p>

【地区での募集例】 ※下記は参考です。

1. 学友を招待する行事と日程の設定をする。地区大会、IM、学友会関係企画など etc
2. 上記1. の行事日程に合わせて、地区における応募締切・審査日程を設定する。
余裕をもった日程を計画する。

例：2009年12月開催の地区大会に学友を招待する場合

世話クラブからの応募締切設定	2009年7月末
地区での審査(1名を決定)	2009年8月初旬
米山奨学会への補助費申請	2009年8月
ビザ申請書類準備・被推薦者に送付	2009年9月

3. 被推薦者に対する、招待状と滞在日程の案内や航空券手配は、地区担当者が行い、不都合のないようにすすめる。